

令和2年5月5日

テレビ電話による電子定款の認証について

— 士業者の方向けのご案内です —

小岩公証役場

昨年から、テレビ電話による電子定款の認証が可能になりましたが、士業者の方が発起人等から委任を受けて作成する場合、士業者宛ての委任状は電子署名を付した電子委任状でなければならないという制約がありました。

今回、法務省令が改正され、本年5月11日から、紙の委任状と印鑑証明書を公証役場に送付すれば足りることになり、テレビ電話による認証が利用しやすくなりました。

* * * * *

テレビ電話による認証手続は、公証役場に出向かずに、公証人とのテレビ電話を通じて電子定款の電子署名の自認を行うものです。公証人から予めメール送信されたURL（アドレス）を、Google Chrome や Internet Explorer 等、お使いのブラウザのアドレスバーに入力するだけです。簡単に行えます。

注意していただきたい事項がありますので、以下に記載します。

- 1 設備として、カメラ内蔵型のパソコン又はパソコンに外付けするウェブカメラをご用意下さい。
- 2 代理認証はできません。定款作成者である囑託人（法人の場合は代表者）ご自身がテレビ電話に出ていただく必要があります。
- 3 発起人等の委任状と印鑑証明書を事前に公証役場に送付して下さい。
- 4 手数料を所定のインターネットバンクの公証人口座に送金して下さい。
- 5 認証済みの電子定款はオンライン交付します。CD等ではお渡ししません。
- 6 同一情報の提供書面（いわゆる紙の謄本）、実質的支配者の申告受理証明書、発起人等の印鑑証明書の原本還付等を請求される場合は、送付費用は囑託人側のご負担となりますので、宛先を記入した返信用のレターパックを上記3と一緒に送付して下さい。なお、これらを請求されない場合も、手数料の領収書は送らせていただきますので、切手を貼った返信用の封筒を送付して下さい。

※ 詳細は当役場まで、メール又は電話でお問い合わせ下さい。